



あなたのそばに人権相談員がいます!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

# 人権プラザ便り [ 結い ]

(公財)東京都人権啓発センター 〒111-0023 台東区橋場1-1-6 TEL.03-5808-9682(直通)

## 人権相談活動の新たな展開へ。相談者に寄り添いながら、 ささやかな希望の実現に向けて、歩み出す。

### ◇孤立化をいかに突破するか!?!◇

#### ●「希望の扉」を開ける—DV被害者の引っ越し

やっと(!)、「希望の扉」に手をかけるところまで来ました。DV(ドメスティック・バイオレンス=家庭内暴力)の被害者である悦子さん(仮名)は「保護」され、それまで過ごしていたところから遠く離れた場所で生活保護を受けながら生活をはじめ、9年が経ちました。悦さんは、かつて過ごした地元に戻りたいと「引っ越しをさせてほしい」とこの数年訴えてきました。しかし、その訴えは聞き入れられずに今日に至り、私どもの電話相談にたどり着いたわけです(前号・前々号参照)。

これまで何度となく、悦子さんのお話を聞き、役所の担当者とも話を積み重ねてきました。そのなかで、分かったことは、悦さんと役所の担当者間でコミュニケーションが成り立たなくなっているのです。たとえば、つい先日のことですが、「税金を使って引っ越し費用を出すことはできないといわれた」と悦さんは訴えます。担当者の真意を確かめると、「引っ越し費用を出せない」と言っているのではなく、出すにはクリアしなくてはならない要件があることを説明したわけですが、そのようには受けとめておられません。

無理もないと思います。これまで繰り返し訴えても聞き入れられず、「開かずの扉」の前で、立ちすくみ、絶望的な気持ちになったことでしょう。悦子さんからすれば、担当者に対する不信感がつのるばかりで、その結果として担当者から言われることはすべて否定的に捉えてしまう、受けとめてしまう傾向が強いわけです。相談を受けた人権相談員は第三者として、悦子さんには役所の担当者の真意をていねいに説明し、担当者には引っ越しの必要性を訴えてきました。

ここに来てはっきりしたのは、生活保護法という法律の枠のなかで、「税金を使うわけですから、引っ越し費用を出すには、それ相応の理由が必要」というわけです。悦子さん親子は心の病を抱えています。悦さんが訴えておられるように、うつ病を抱えながらストレスがたまる生活を継続することは避けなければなりません。

つまり、「それ相応の理由」に当たるものとして挙げられるのは、一つには二人の病状あるいは状態の改善が目的であるということです。もう一点、担当者が指摘したのは、それを可能とする「整った環境の下での引っ越し」でなくてはならないというわけです。具体的に挙げられたのは、元夫からの暴力の危険性の回避を含めて、精神医療などの二人の自立した生活を支えるサポート体制の構築です。これは、口約束では何の力にもなりませんし、手をこまねいては、「引っ越し」の時期を引き寄せることもできません。かといって、悦子さん親子に寄り添いながらサポートできる人は見たところ皆無です。だったら、相談を受けた人権相談員がその役割を担わざるをえません。ただ、希望するところへ引っ越しすればオシマイという性格のものではない以上、引っ越しの日を出来るだけ早く実現するために、なすべきことを一つずつやっていくだけです。

「引っ越しの話はどうなりましたか？」と不安げに悦子さんは聞かれます。担当者との話をつぶさに報告するのですが、彼女は「引っ越しできるのか、できないのか」と結論を求めます。はやる気持ちはわかります。でも、クリアしなくてはならない要件があることを悦子さんに理解してもらわなくてはなりません。早く引っ越しできるように、そのための環境づくりを一緒にやっていきましょうと声をかけます。

今いえることは、少なくとも「開かずの扉」が「希望

の扉」に変わり、それを開けるためのさまざまな取り組みをスタートさせる地点に立ったということです。

早速、悦子さんに、これから取り組んでいくことについて相談し、お互いにどういう動きをしていくか、息子さんはどういうことを望んでいるのか、お互いに顔を突き合わせてお話しできる機会をつくりたいと提案しました。二人の自宅への訪問を快諾してくれました。もちろん、役所の担当者にも同席してもらいますが、それについても承諾を得ました。「引越しに向けて新たなスタートを切る日となりますね」と声をかけましたが、希望が出てきたことはとても大きな変化です。

とはいえ、悦子さんの体調が気がかりです。実際にお会いしていないので状態がよくわかりませんが、両膝が変形しており、椎間板ヘルニアだと本人はいわれます。だとするならば、一緒に動き回することは難しい。

「環境づくり」では、引越し先の地域で協力してもらえる関係機関などを見つけ相談していくために、早速動きはじめなくてはなりません。かといって、大海に飛び込んで手当たり次第探しまわるというわけではありません。この間の相談活動をとおして出会い交流してきた方々の人脈が大いに力になりそうで、心強い限りです。

「人は宝」といいますが、的を射た言葉です。

もっとも、手放して喜んでばかりはいられません。なぜなら、安心して暮らせるように環境を整えるというのは、言うほどに容易くはないのです。二人の考えや心身の状態、はたまた人との相性などさまざまなことで、折り合いをつけていかななくてはなりません。二人が納得する、あるいは前向きに受け入れていくことが不可欠ですから、意志の疎通を図りながら、ていねいに関わっていくことです。とりわけ、心の病を抱えながら、引きこもりの生活が続いている息子さんがどういう対応をみせるのか、それに対してどのようにアプローチしていくか、すべて手探りでやっていくしかありません。

今回の相談事例をとおして、「孤立化を突破する」には、さまざまな人たちとの連携と協働の取り組みを作り出すことが求められていると痛切に感じています。今後とも、悦子さんたちとの関わりについては、継続的に報告していきます。それは、多くの孤立した人たちへの支援に向けた一つのアプローチであり、ささやかな問題提起になるのではないかと思うからです。

### ●「ケアマネってだれ？」—仲間の力になれば

先日ある支部で行われた出張相談では、これからの人

権相談活動の一つのスタイルを指し示すような提案がありました。直接話題となったのは、介護問題です。

90歳代の母親が階段を踏み外して2階から転落。脳挫傷などと診断されましたが、運よく早期に退院できる状態まで回復したようです。病院からは「もうやることはありません」と退院を促されています。この転落事故が起きる前に、すでに介護保険を利用しようと要介護認定の申請を出して、いまは「認定」の結果待ちだと言います。家族としては、施設ではなく自宅で協力しあって介護することを考えています。

「ケアマネとかケースワーカーといった言葉を聞くけど、まったくどういうことをする人なのか知らない。ましてや、どんなところを見てケアマネを選べばいいのか、介護サービス事業所を選べばいいのか。言葉で説明されただけでは、まったくわからないし、ピンとこない。家族が、ケアマネや介護サービスなどを利用するとき、実際にどういうふうによればいいのか、一緒に行動してもらえたら、よくわかると思うんだよね。そうしてもらえると、とても助かるのだが」と思わぬ提案を頂きました。

たしかに、介護問題はわが身に降りかかってこない、身近な問題として考えることもないし、介護保険制度の仕組みなど具体的なことを学ぶ機会もありません。

介護問題に直面したときに、「大変なんだ」と声高に言うのではなく、いい機会だから、いろんなことを学んでやろうという前向きの姿勢が頼もしい限りです。

「自分が経験していれば、同じような相談を支部員から受けたときに、どう対応すればいいのかアドバイスもできるだろうし、そうやって仲間の力になりたい」と意欲満々です。願ってもないことです。

「病院で紹介されたケアマネから、暫定でケアプランを立てることができて、介護サービスを受けられるといわれたんだけど、認定も出ていないのにケアプランが立てられるの？」と聞かれます。

通常、介護サービスを必要とした場合、認定申請をしていけば、認定の決定が出るまでの間、暫定のケアプランに基づいて介護サービスを利用できます。おおむね介護度は低めに設定されており、認定決定が出次第、本ケアプランが作成されます。利用していたサービスを削られるのではないかといった心配はいりません。

これから、どんな展開が待っているのか、楽しみです。ですが、同じようなことで困っておられる方がいたら、どうぞ、お気軽に声をかけてください。